つやま新産業創出機構

産学民官

Vol.1 つやま新産業創出機構の取り組みをご存知ですか

「つやま新産業創出機構」は、津山市を中心とした近隣市町村（津山地域）の産業振興を目的に、意欲ある企業・事業者が参加してクラスター（グループ化など）を形成し、産学官民で連携しながら、新技術・新商品開発から販路開拓まで一体的にサポートしています。併せて、将来の津山地域を背負う人材の育成に取り組んでいます。

初回では、つやま新産業創出機構の概要を紹介します。

★津山を日本のステンレス加工基地へ

津山地域には、60社を超えるステンレス加工企業が集積しています。その特徴は、サニタリー（衛生・食品製造など）分野の部品、プラント加工の技術にあります。「ステンレスネット」「ステンレスクラスター」を形成し、技術補完による共同受注、新技術開発や若手技術者への技術教育などを積極的に行っています。

▲ステンレス加工品

★つやま夢みのり ブランド化の取り組み

農業者や食品加工業者などにより「食料産業クラスター」を形成し、津山地域の特産品の開発や産地づくりに取り組んでいます。地元企業や大学と連携して開発した「つやま夢みのり」商品の津山ラーメンを始め、自然薯（ねんじょ）を活用した焼酎、果汁リキュールシリーズ、津山ロールなどの菓子、肉加工品などの商品をそろえています。

▲つやま夢みのり認証マーク

★「つやま産業塾」を主宰！

津山地域における産業の将来の担い手を育成するために、産業塾を開講しています。経営者を目指す人はもちろん、自身のスキルアップを目指す人も活発に活動をしています。

次回からは活動内容について順次紹介していきます。

問い合わせ先 つやま新産業創出機構 TEL 24-0740

食育通信 Vol.29

津山市食育推進キャラクター「しょくたん」

秋の味覚を食卓に

津山は、自然薯（じねんじょ）やツグネイモなどのヤマノイモの生産が盛んです。ヤマノイモをすりおろしたものは生だとトロトロですが、加熱するとフワフワした食感が楽しめます。

1人当たり栄養価
エネルギー188kcal、たんぱく質12.0g、脂質9.8g、塩分1.0g

ふわふわあげ

【材料（4人分）】
木綿豆腐…1丁、ヤマノイモ…130g、ニンジン…1/3本、ヒジキ…2g、チリメンジャコ…20g、スキムミルク…大さじ2、みそ…大さじ1、あげ油…適宜

【作り方】
①豆腐は水気を切り、よくつぶす
②ニンジンはみじん切り、ヤマノイモはすりおろす。ヒジキは戻し、水気を切る
③すべての材料をよく混ぜて丸め、170℃の油であげる

中に混ぜ込む具材を変えれば、いろいろとアレンジできます

毎月19日は食育の日

問い合わせ先 健康増進課 TEL 32-2069

くらしシリーズ

つやまっ子はぐくみQ&A

今月のポイント ー サイクルマナーアップー

Q 子どもたちの自転車の運転マナーが気になります。どのようなことに気をつけたらよいでしょうか。

A 平成21年度中の津山市青少年育成センター街頭指導状況では、総指導件数274件中、自転車の二人乗りが93件を占め、全体の33.9％になります。

また、交通事故の２割が自転車事故によるものです。二人乗りや並進、最近急増中の運転中の携帯電話、傘差し運転も禁止されています。

交通事故に巻き込まれないためにも、交差点での信号遵守、一時停止・安全確認、夜間のライト点灯は必ず守らなければいけません。道路交通法では、自転車は車やバイクと同じ車両とみなされ、違反行為には罰金が科せられているのです。

自転車に乗るときは、自分自身を守るためにも交通ルールやマナーを守り、周りの車や歩行者に迷惑を掛けることのないよう相手の立場に立った思いやりのある運転を心掛けることを、家庭において子どもとよく話し合いましょう。そして、子どもには必ずヘルメットを着用させましょう。

津山市青少年育成センター
市役所東庁舎3階 TEL 31-8650
家族のこと、友だちのこと、青少年の悩みごと、ご相談ください

なるほどくらしの豆知識

「絶対にもうかる」「返金保証で安心」とうたう情報購入にご用心！

メールマガジンの中に「年間2千万円以上稼ぐ方法公開」という広告を見つけました。「3カ月実行しても100万円以上の収入がなければ情報購入代は全額返金します」と説明されていたので安心し、5万円をクレジットカードで支払いました。しかし、内容どおりに実行したもののまったく収入が得られず、情報購入代の返金を求めましたが「返金保証条件を満たしていない」と拒否され続け、最終的には連絡がつかなくなりました。どうすればいいのでしょう？

多くの人はこの「返金保証」を信じて、ほんの軽い気持ちで「情報商材」を購入していると考えられますが、返金保証をうたっていても実際は返金に応じない場合が多く、消費生活センターが返金交渉をしても対応しないケースや返金保証条件の証明を求められる場合があります。時には提示が困難な証明を求められ、そうこうしているうちに販売者と連絡が取れなくなってしまうことが多く、返金されることはまれです。

「必ず」「確実に」などの断定的な広告をしている場合は特に注意が必要です。

トラブルが生じたときは、購入時の画面などの取引データ、広告の不当性を示す資料、経緯などを書面に整理して、消費生活センターに相談しましょう。

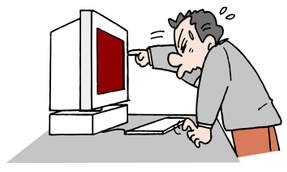

困ったときの相談先 市民相談室 TEL 32-2057
土・日曜日は県消費生活センター TEL 086-226-0999